

議案第 70 号

羽生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

羽生市国民健康保険税条例（昭和 29 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （１） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （２） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （３） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（国民健康保険税の減額） 第 19 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 61 万円を超える場合には、61 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 16 万円を超える場合には、16 万円）の合算額とする。 （１） 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43 万円</u>（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所	（国民健康保険税の減額） 第 19 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 61 万円を超える場合には、61 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 16 万円を超える場合には、16 万円）の合算額とする。 （１） 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33 万円</u>を超えない世帯に係る納税義務者

得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア～エ （略）

（2） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加

ア～エ （略）

（2） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～エ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～エ (略)

附 則

1・2 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第19条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る

ア～エ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～エ (略)

附 則

1・2 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第19条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的

所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。) 及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

4 (略)

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第7条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第19条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山

年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

4 (略)

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第7条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第19条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法

林所得金額並びに法附則第３４条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。 （短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例） ６ 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第３５条第５項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第３４条第４項」とあるのは「法附則第３５条第５項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「<u>第３５条の２第１項、第３５条の３第１項又は第３６条</u>」とあるのは「又は第３６条」と、「第３１条第１項」とあるのは「第３２条第１項」と読み替えるものとする。 ７～１５ （略）	附則第３４条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。 （短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例） ６ 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第３５条第５項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第３４条第４項」とあるのは「法附則第３５条第５項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第３５条の２第１項又は第３６条」とあるのは「又は第３６条」と、「第３１条第１項」とあるのは「第３２条第１項」と読み替えるものとする。 ７～１５ （略）
---	---

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和３年１月１日から施行する。

（適用区分）

- この条例による改正後の羽生市国民健康保険税条例の規定は、令和３年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和２年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和２年１１月２６日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明